

令和6年4月・5月 予定表

どちらにお住まいでも
相談いただけます



もじり

大阪総合行政相談所

大丸 大阪・心斎橋店 南館8階

無料相談

1階北出入口（フラワーショップ）奥のエレベーターでお越しください。

<最寄駅：大阪メトロ御堂筋線・長堀鶴見緑地線「心斎橋」駅>

相談テーマ	主な相談の内容	担当機関
行政相談	○ 役所の仕事（国の仕事、阪神高速道路(株)など特殊法人や独立行政法人の仕事・府・市町村の仕事で法定受託事務に該当するもの・補助を受けているもの）、役所の事務手続や行政サービスに関する苦情・相談	○ 近畿管区行政評価局
電気通信相談	○ 電気通信事業に関する相談 ○ テレビ・ラジオの受信障害に関する相談 ○ インターネットの有害サイトや迷惑メールを防ぐ方法などの相談	○ 近畿総合通信局
多重債務相談 〔要予約〕	○ 返済が困難な借入れ・ローンなど借金に関する相談	○ 近畿財務局
労働相談〔要予約〕	○ 労働条件・労働災害補償に関する相談 ○ 男女雇用機会均等及び育児・介護休業に関する相談	○ 大阪労働局
産業医による労働者のための健康相談	○ 産業医による生活習慣病の予防方法等に関する相談	○ 大阪中央地域産業保健センター
身のまわりの環境相談	○ 石綿（アスベスト）による健康被害の救済に関する相談 ○ 身近なところから始める温暖化対策に関する相談	○ 近畿地方環境事務所
都市再生機構（UR）住宅相談	○ 都市再生機構の住宅等に関する相談	○ 独立行政法人 都市再生機構 西日本支社
法律相談〔要予約〕	○ 離婚・遺言・相続、交通事故、借金・債務整理、不当解雇、消費者問題等に関する一般的な法律相談	○ 大阪弁護士会
司法書士相談	○ 相続、不動産登記、商業登記、簡易裁判所訴訟手続、後見制度、裁判所等に提出する書類、司法書士法第3条に定められている司法書士の業務範囲に属する相談等	○ 大阪司法書士会
民事調停手続に関する相談	令和6年4月の日曜特別相談（内容は見開き参照）	○ 大阪民事調停協会
不動産の売買・賃貸に関する相談	令和6年5月の日曜特別相談（内容は見開き参照）	○ 大阪府宅地建物取引業協会
税金相談	○ 相続税・贈与税や住宅等不動産売買時の税金の相談 ○ 年金、退職金、パート収入、ネット販売と税金に関する相談	○ 近畿税理士会
年金・社会保険相談	○ 国民年金保険料の支払い、国民年金・厚生年金の給付に関する相談 ○ 年金・健康保険（協会けんぽ等）の手続に関する相談	○ 大阪府社会保険労務士会
行政書士による各種手続相談	○ 遺言・相続、成年後見、その他各種の手続に関する相談	○ 大阪府行政書士会
交通事故・自賠責保険相談	○ 交通事故・自動車損害賠償責任保険に関する相談	○ 日本損害保険協会
男女共同参画相談	○ セクシャルハラスメント、ドメスティック・バイオレンス(DV)、その他家庭内での悩みごとの相談	○ 男女共同参画担当行政相談委員

※ 不動産相談、税金相談、年金相談は、午後からとなりました。

予約不要（法律相談等除く）・相談無料 お気軽になんでも御相談ください

電話：（06）6241-5111〔直通〕



◆ 行政相談

電話：06-6241-5111 FAX：06-6241-5270

開設日	相談内容	相談時間
毎日 ※1	行政相談	10:30~18:00 ※2

※1 毎日開催（年末年始及び大丸休業日を除く。） 相談時間は一組 30 分まで。

※2 大丸心斎橋店南館は 11 時開店です。10 時 30 分～11 時の間は、電話のみの対応になります。

12 時～13 時の間のほか、相談員が相談対応中や所用で席を離れている場合は、留守番電話になります。

行政相談は、近畿管区行政評価局 行政相談担当(電話：06-6942-1100、ナビダイヤル 0570-090-110)でも受付けています。こちらも御利用ください。

◆ 専門相談

予約電話（法律、多重債務、労働相談のみ）：06-6241-5111

開設日	専門相談	受付時間
2 火	民事調停手続に関する相談（隣人とのトラブルなど）	11:00~16:30
3 水	産業医による労働者のための健康相談	14:00~15:30
4 木	電気通信相談	13:15~15:30
5 金	家庭の悩みなど男女共同参画相談	14:00~15:30
6 土	法律相談【要予約・面談のみ】	13:00~16:20
9 火	行政書士による各種手続相談（遺言・相続、成年後見）	13:00~16:30
11 木	多重債務相談【要予約：4月7日まで予約受付】	11:15~14:30
13 土	産業医による労働者のための健康相談	14:00~15:30
14 日	4月の日曜特別相談〈下欄をご覧ください〉 民事調停手続に関する相談	13:00~16:30
15 月	司法書士相談	13:00~16:30
17 水	産業医による労働者のための健康相談	14:00~15:30
18 木	家庭の悩みなど男女共同参画相談	14:00~15:30
22 月	身のまわりの環境相談	14:00~15:30
25 木	不動産の売買・賃貸に関する相談	13:00~16:30
26 金	年金・社会保険相談	13:00~16:30

【お知らせ】

※ 専門相談を急に中止する場合があります。電話や近畿管区行政評価局ホームページでご確認ください。

※ 法律相談、多重債務相談、労働相談のみ予約が必要です。大阪総合行政相談所（☎06-6941-5111）だけで受付しています。その他の相談は、予約なしの先着順です。

法律相談の利用は、4月から来年3月までの1年間で計2回まで（予約は1回分のみ）です。

※ 相談時間は、一組 30 分（多重債務相談の相談時間は最大 60 分）です。



【相談・予約・問合せ先】大阪総合行政相談所 電話：06-6241-5111

【問合せ先】総務省 近畿管区行政評価局 行政相談課 電話：06-6941-8358

近畿管区行政評価局
ホームページ

★ 4月14日の日曜特別相談は……

民事調停手続に関する相談(担当：大阪民事調停協会)

たとえば、次のような困りごとや相談ごとの際にご利用ください。

☆ 土地や建物、金銭貸借、交通事故、隣人や職場のトラブルなどの調停手続の利用に関する相談

令和 6 年 5 月

◆ 行政相談

電話：06-6241-5111 FAX：06-6241-5270

開設日	相談内容	相談時間
毎日 ※1	行政相談	10:30~18:00 ※2

※1 毎日開催（年末年始及び大丸休業日を除く。） 相談時間は一組 30 分まで。

※2 大丸心斎橋店南館は 11 時開店です。10 時 30 分～11 時の間は、電話のみの対応になります。

12 時～13 時の間のほか、相談員が相談対応中や所用で席を離れている場合は、留守番電話になります。

行政相談は、近畿管区行政評価局 行政相談担当(電話：06-6942-1100、ナビダイヤル 0570-090-110)でも受付けています。こちらも御利用ください。

◆ 専門相談

予約電話（法律、多重債務、労働相談のみ）：06-6241-5111

開設日	専門相談	受付時間
7	火 民事調停手続に関する相談（隣人とのトラブルなど）	11:00~16:30
8	水 都市再生機構（UR）住宅相談	13:15~15:30
9	木 多重債務相談【要予約：5月5日まで予約受付】	11:15~14:30
10	金 労働相談【要予約：5月6日まで予約受付】	14:30~15:15
11	土 法律相談【要予約・面談のみ】	13:00~16:20
12	日 5月の日曜特別相談〈下欄をご覧ください〉 不動産の売買・賃貸に関する相談	13:00~16:30
14	火 行政書士による各種手続相談（遺言・相続、成年後見）	13:00~16:30
15	水 産業医による労働者のための健康相談	14:00~15:30
16	木 家庭の悩みなど男女共同参画相談	14:00~15:30
20	月 司法書士相談	13:00~16:30
22	水 産業医による労働者のための健康相談	14:00~15:30
24	金 年金・社会保険相談	13:00~16:30
25	土 産業医による労働者のための健康相談	14:00~15:30
28	火 税金相談	13:00~16:30

【お知らせ】

※ 専門相談を急に中止する場合があります。電話や近畿管区行政評価局ホームページでご確認ください。

※ 法律相談、多重債務相談、労働相談のみ予約が必要です。大阪総合行政相談所（☎06-6941-5111）だけで受付しています。その他の相談は、予約なしの先着順です。

法律相談の利用は、4月から来年3月までの1年間で計2回まで（予約は1回分のみ）です。

※ 相談時間は、一組 30 分（多重債務相談の相談時間は最大 60 分）です。



【相談・予約・問合せ先】大阪総合行政相談所 電話：06-6241-5111

【問合せ先】総務省 近畿管区行政評価局 行政相談課 電話：06-6941-8358

近畿管区行政評価局
ホームページ

★ 5月12日の日曜特別相談は……

不動産の売買・賃貸に関する相談（担当：大阪府宅地建物取引業協会）

たとえば、次のような困りごとや相談ごとの際にご利用ください。

☆ 不動産の取引等に関する相談（契約の事前説明、宅地建物の売買・賃貸契約、契約解除、手付金保全、重要事項説明、宅建業法一般）